

# 岩手大学再入学取扱規則

平成22年6月2日 制定

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則（以下「学則」という。）第59条及び国立大学法人岩手大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第33条の規定に基づき、岩手大学（以下「本学」という。）の再入学について必要な事項を定める。

## (再入学の時期)

第2条 学部学生の再入学時期は4月とし、大学院学生の再入学時期は4月又は10月とする。

## (再入学の志願回数)

第3条 再入学を志願できる回数は、学部又は大学院それぞれ1回とする。

## (出願書類)

第4条 再入学を志願する者は、当該学部又は研究科で定める必要書類に岩手大学における授業料その他の料金に関する規則（以下「料金規則」という。）に規定する検定料を添え、当該学部又は研究科へ提出しなければならない。

## (選考)

第5条 再入学を志願する者の選考は、当該学部又は研究科の定めるところによる。

2 選考に際しては、再入学する場合の配属年次及び履修要件を、当該学部又は研究科が決定しなければならない。

## (入学許可)

第6条 前条の規定による選考の結果に基づき、再入学として受け入れる旨の通知を受けた者は、所定の手続きをとるとともに料金規則に規定する入学料を納付しなければならない。また、学則第64条の規定又は大学院学則第41条による入学料の免除を申請した者については、免除の許可又は不許可が決定するまでの間は、本文の規定にかかわらず入学料の納付を猶予する。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に再入学を許可する。

## (授業料)

第7条 再入学を許可された者の授業料は、当該者の属する年次の在学者にかかる額と同額とする。

## (修業年限又は標準修業年限)

第8条 再入学した学部生の修業年限は、学則第29条に定める修業年限から退学時の修業年を減じた年限とする。ただし、退学時の修業年に1年未満の期間が生じた場合はその期間を切り捨てるものとする。

2 再入学した大学院生の標準修業年限にあつては、大学院学則第12条に定める標準修業年限から退学時の修業年を減じた年限とする。ただし、退学時の修業年に1年未満の期間が生じた場合はその期間を切り捨てるものとする。

(在学期間)

第9条 再入学した学部生の在学期間は、学則第29条第3項に定める在学期間から退学時の在学期間を減じた期間とする。ただし、退学時の在学期間に1年未満の期間が生じた場合は、この期間を切り上げるものとする。

2 再入学した大学院生の在学期間は、大学院学則第13条に定める在学期間から退学時の在学期間を減じた期間とする。ただし、退学時の在学期間に1年未満の期間が生じた場合は、この期間を切り上げるものとする。

(休学期間)

第10条 再入学した学部生の休学期間は、退学時までの休学期間を通算して学則第29条第1項に規定する修業年限を超えることができない。

2 再入学した大学院生の休学期間は、退学時までの休学期間を通算して、大学院学則第30条第4項に規定する期間を超えることができない。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は当該学部又は研究科が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度再入学者から適用する。